

(別記様式第 7 - 1 号) 意見書が提出されなかった場合の第 12 条公告 (軽微な変更含む。)

塩谷町告示第 9 号

令和 6 年 10 月 2 日付け塩谷町告示第 124 号により告示した塩谷農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告する。

なお、同法第 12 条第 2 項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 19 日

塩谷町長 見形 和久

1 縦覧場所

塩谷町役場 産業振興課 塩谷町大字玉生 9 5 5 番地 3

2 縦覧期間

令和 7 年 2 月 19 日以後、常時備え置いてあります。